

改正案	現行
<p>（一株当たり中間純損益金額等の注記） 第六十五条（略）</p> <p>2  財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは、「中間純利益金額」と読み替えるものとする。</p>	<p>（一株当たり中間純損益金額等の注記） 第六十五条（略）</p> <p>2  新株引受権若しくはこれに準ずる権利に係るプレミアム又は行使により一株当たり中間純利益金額が減少する転換請求権若しくはこれに準ずる権利が存在する場合には、当該プレミアムの現実化による株式数の増加又は当該転換請求権若しくはこれに準ずる権利の行使を仮定することにより減少した一株当たり中間純利益金額を前項の記載の次に潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額として記載しなければならない。</p>